家記

秋生
笠原
谷
横須賀
足立

二百十一冊ノ内

内閣文庫

398

内閣文庫		
番號	和	36088
冊數	211(210)	
函號	156	17

国立公文書館
National Archives of Japan

家記

秋生
小菅原
谷
横須賀
足立

二百十一冊ノ内

内閣文庫
三六〇八
二二八
一五六
八

内閣文庫
番號 和 [illegible]
冊數 [illegible]
函號 [illegible] 17

荻生次郎より代々の由來之記

一 荻生次郎源[illegible]は物部の姓を續て[illegible]
兼て代々参河の[illegible]也

一 郷忠は秀郷十六代の孫之[illegible]して[illegible]
[illegible]とは伊勢に住し北畠殿卿に属し後[illegible]
[illegible]住は白子に住し後[illegible]法名巨山
[illegible]のかゝ薄田河の[illegible]古房に葬　配は[illegible]
長[illegible]橋姫　法名了壽

一 惣七郎忠次は惣[illegible]の子　[illegible]の父也

秘閣圖書之章
日本政府圖書
淺草文庫

始て江戸に来る道にて主繕に謁して学ふ仲正
三年甫て云も法主繼と絶交して小室京左
衛門賢沢也か年ノ宿ふ客務過すし十二年ふして江
戸に帰り在宅の賢在住居の当主の家中の法を
将軍家たりに主の時權貴ふ論すり
生死と墨と十すへ今時の人ふ何とも寿の年七十
三、西小田原ふ学法塚の西年ふ生る寛文十四年
丁卯ふ京に移して年ふ葬、死い年山に河ち
娘おりゐて法右宗白孺人

一 惑次の弟も太字傳法傳ふ仕其の時も刎ふ仙さ
又と昔の老ひわ付いひいと

一 機凄ち年は初志と閑根ふ学の人明經道也屢
云ふ小園と学る

一 酊い弓ら根ふ先の娘他の傳御仏兄の客ら女ふして嫁と

一 寛文十一年十一月廿六日神田宅ふて其后切来
此前ら年儀らふ

一 同十二年十二月廿八日記江戸
延宝二年神田屋敷宿江戸麻布林

一　人殺指之事

一　延宝七年二月鈴林某殿へ申日皆御書ニ付
全ク殺害存候

一　同閏月鈴林住宅ニ於テ後日從公儀被
仰付中天神之寺七月高氏之公儀方所被九月晦日
今一殺有候公儀方ヘ金二両其代料寺之門前
金田ニ而より江戸住居之一無四ケ様ニ住付之出
早速村中之者共子ニ相模国雨井村之孫在所
小村某新ニ相あ京へ而条人召し組根ニ而

被為召之私儀此所ヘ度居小笠原上総ニ家在
被為遣申付小笠原ニ付東門の上新家にて上総介領内村ニ
余ハ小笠原屋敷内ニ而斬殺いたし候

一　延宝庚申二月晦日朝運院独人卒ニ而以
加之葬桃溪先生の配ニ而小笠原殿

一　同年十二月己日播州之李斎子良言卒同ニ而葬
其為於小庵ニ浄土宗之寺之僧寺之葬ニ而
詞遣ニ寺院故ニ葬念ニ弟之事ニ而康子
ニ而ノ有之故不事ニ而絶也

国立公文書館
National Archives of Japan

一 同年秋大風大雨洪水にてあるをもて百姓共より
困窮被仕一定の節のよし申候て本宿七府江米
貸す様ニ渡本宿の者に仰付られ候に付藺林
呈ケ困窮と仕リ候て人申聞の年大飢饉今
ニ来ル儀より就渡方ニ付甚候者多く飢死を
我か家業頃と合ニ其ノ京都ニ於て必飢死
せん物とそ申す

一 本関村西に城山の跡あり昔足利大将城之
本宿のよし大字も有と云 枝金大字ニ候也

一 椿澤先生の説に 宋朝より八幡宮の末々と松
竹のよふひ土柄の里に住り然し其網は本年住
て此の方に横地村ニ椿名也小河次郎と号
取りし横地の地也に親河次郎と号する天和之
来年戊秋七月七日宗白隠人卒行年
七十四歳上居同地之頃の横地村因現寺葬

一 横地の近くに御門(ミカド)御所(ゴショ)屋敷(ヤカタ)と云所あり上様
昔親王国に居る故に大居宮居ありしやとそ云

一 貞享元年九月十六日ゟ居水大字卒也

按小高左少分信方今宗門将子又西部ト違
久之寺ニ云本書ハ自身ハ寺ト云ハ京都ニハ條
ニて切様
久之西寛寺ヲ出し女子也人ヲ向し云高井屋ノ定ニ
母日蓮寺御見寄母因者才嶋谷寄母ハ弐人ハ水寄ニ
叙母之元来水戸寄ハ坊木若宮ノ孫子也母方
の姓ハ江ト高居ト云右衛門弥清名西巻
欣入

一 同年十二月十四日之寄御見寄ニ流罪ト云江戸付

一 御見寄 備前 藤八郎ト云人ハ宗門寄 相国
蓮日聖 祥円ヲ 高居ハ右衛門 四寄市之丞
云人ハ三宅寄 家来ニハ久保三郎兵衛右衛門
情究セ申りと書山龍ト御上使ニ付斬罪
按地ハ極円会ヲ以下も風俗の続き示也書ニ云
の宗と見ヘし 修国ヲ以なし 桃源ハいよいよ
生の方の法布ヲと以会東ヲ以の事を談し於て
悪口實ヲと以ても 此前ニ於てのみ遺ハ書ニ云
宗門ニて講釈とい〳〵のハ旗ヲ以の事之年ニか

うるまのハ諸獣の鳴まねして念佛を唱て躍也
さらあひ もじき 河しかけ云 念佛のごとし
あり四年住居して博要抜りて加ろハ
形し

一 貞享三年當寺なりに帰り住居せしに宝暦年中形氏
絵村に帰る當寺の風俗悪敷なりて寺ハ一會城
旅之山城の住也以外ハ云々地にあり當と行
々諸々石柳地の中にあり今聞形し古方
の形を残のなひあり 寺のだいとて大寺の跡

一 なり花礎ハあり碑ある尾ハあり今尾布目之
形村絵村ハ住せる事寛文年中相田村に帰り
信守形氏絵昔須諏訪の家系畠山氏に属
を連ねし古木に来りて切開也 一 松の立所形氏
絵須廠物皆畠家民也 一 松は太い天の云あり
須諏訪明神といふ家なりし須諏訪大い天と云氏
非らす旅の族人を立家の系年中せず必
寺にて城あるを大須落城の時絵須廠物の人祖摩
利支天の掛物と樅の木の皇統の尾にあるは

於東方ニ随厩御座小桂宮之縫度御代々
別院にて此所の風俗を知也
岩和田にて大野左京御形ヲ住せらると
当年挑浜出生江戸住居被申候
江戸小須ヨ
岩和田より百度山とも云山有り 挑浜出生曰ク
鬼山と云べし 所よ 鬼山の根より流しに
弐きへて新もとうちて てる猫もしの月と
徳く此を清をと而務らして鬼山と云
へしと云候よ

此所ハ諸人会集り海乱なり何さき風俗之
候ものハ昔南蛮の大船漂着す小船入船也あの
ミ寸行り頭紙どんぶ流いでこそ菓子縁を取と
在帝人ハ異様けり 大船所よ岩和田の岩屋
より帝を船東の村ふニ色人住左京御妃
のかくるそあり也帆柱ハ唐木とぞんじ人すれ
色志んちしのむやしと干大流のちもの麻柱とす
根をけか船ミより百度山の山小番所と云
円如と亀よ寅さるも池中候也

一 勝浦よりの養女ニ妹御ハ小伴路屋仁参来
妻之千姫おいへ嫁とらり而黒来とも云けり
元禄五年申六月二日江戸住居ニ而致死江戸
より 浅草寺町ニ葬

一 惣七郎殿養子ニより百日まで逸

一 桃溪出生元禄九年霜月五日江戸

一 同年十二月御番医ニ被仰付切米弐百俵被下

一 同年同月 御側御医師ニ被仰付御役料百俵
被下候

一 同年十二月法眼ニ被仰付

一 同年申十二月二日隠居被仰付惣七郎江家督
儀無相違被仰付

一 宝永二年十一月九日卒去法名長松斎

葬
一 桃溪出生芝片町ハ牛流寺ニ移也二同ハ
寺ハ御屋敷相成ニ付後藤氏御屋敷御成
相成ニて唐御屋敷ハ芝寺町成當寺ニ移候
其後浅草御屋敷内ニ移代申年中二移候

一　金沢町名之扱

越後屋西年尾張町江借地又南町江移り
子年堤町江移卯年中町江移寛保二
年十二月堤町江移

昔物語

一　季秋の子二郎三郎季遠ハ石見守在京の
時之を寄付して宮の御門跡をする是より
志摩ヶ原をち姓とし篠原長良郎と号
篠原といひて今ハ大屋長良郎小荻中のだ
いと云ふなり

一　郷忠初めの時ハ伊兵衛と申せしか長享二年政
落忠して小当政郷ハ因縁のヽすりて江戸

國を離る文政二年十二月廿七日四國目のおふ
了えん後し旦侯前御出と号し天文十二年
六月十五日入道して英山と号今出雲守の
一男忠九郎といへる國司の命によりて父の
遺跡を相続しけると中の郷出の子仙門恩
出永禄十一辰年四月吉日亡也

一 巨山は浪居なり恩出の後は出雲守の一男忠九
郎といへる我家に仕へて後ち忠吉男といふ牧菴紹
ける父之喪する所々妻子女事に終りて隠居
して伊勢の国ゟ後に没す小湊の住にて没

なるの后小田原に行て秋禅寺に葬り墓所あり
と云社は小田原の侍角屋氏が補妹也法名
可壽と云

一 忠右衛門は巨山の子なり仲山玄甫と号す
又牧菴と号す寛永十七年小田原の家に
生れ寛永十八年に至て江戸に行て医を業
一生仕へて医術に江戸にて住し綱吉公の有
なる玄蕃小笠原長行へ寄る山本玄徳と友となりし
醫を為し玄悦は小児の医後は小石川に住して十二月に没

下の保昌寮宿に住む桃溪といふ人生物修を
しけるが或時仲山を招きてひかへをしけるに太郎
来りけり仲山平生にも勝りて大いに挨拶
すること又始めに太郎へ何様の御文意にてある
とたつねければ是は池田道遠随にて
御前と道遠との事なり麻上下を着して何ゆゑに
麻上下を着したる麻道遠随と云ふ太郎は振舞ゆゑにか
家に帰り候て後随分中々二階にて菓子
盆を足下にて候ひし内にて御口上に候太郎
仲山すでにして会れ何よりもの餞別なり

咲ひけるとかやつゞいて仲山といふ人ありと云
御上洛の時より太郎掛川にて御目見の御供を
仰せつけられしに仲山憑年より形なかりしを云ふ盆
東九重の御寺には無常の寺の仕立物を
しけるに或時公事御用ありて在京の留守に甲斐の
道遠殿の始めにして武辺なりし事を少々
の大事を遊ばされけるなりとて麻裃着られ候所
稽古のまするまゝ故にありて御用にて候
何も御用にて町人ども遠慮して居られけるを
て

岩橋にて左馬之丞に討たれし消息にはへ共なし
弾正今甲斐もともしまゐらせしこと仲山慕ふ
其後へ自分出入にあらずして弾正に
以来ひとりにて弾正を是まで仲山に知
して横川にて年のうちに切腹ようと云をなし
弟兼ふ先立て去のは仕舞の横川刀を抜て
伺はれの不届形をおかして消息より立腹
弾正仲山を也ひとし山あれとからさせに出会
幸運に云丈今別離とかけしと也如斯語

仰ふり身の上の事あるにも今時のみとしは覚
まそ我忠信方と桃渓先生細めの時行
忠信から其後して話を桃渓先生に
平花をも如く来侍史の弟子まての桃渓
先生の膝をおなさん今まで忠信かへり
侍史の弟子へは花形にて随していと悲しみ
相語りてはかる普段の振舞は式に
ありかりや

一 仲山の酬は平山の節感じ姫のかたり

宗白獨入武者所平山の武者所と云熊谷と一家
にて熊谷の名跡絶されハ平山より継平山
の名跡絶されハ熊谷より継ける事にて有り
平山入道ニ参河守と云ハ適子也其後(?)熊谷
なりしか讃岐守とやらんにて加人者切腹仕候
て戦死せし也是より平山名跡絶し近江守
末葉に平山清左衛門と云河守より事ふ
別之ありて郷役ハ日光毎月河にも張
発日行之武蔵の大文八幡と武州と清

遠ひなし宗白獨入常に平山の名跡絶たる事を
嘆き給ふ武者所是ハ宗白獨入第日と称して
給ふ十指より出て[illegible]の事共[illegible]をこ思召
の事也

一 平山参河守殿ハ二代目庄右衛門殿の後根おかけ[illegible]
後よりおほしめし法名心清獨人

一 代目庄右衛門殿参河守殿[illegible]之御承[illegible]
しるし法名白獨入得平十人[illegible]ニ而
此業より[illegible]ふ[illegible]に[illegible]ヶ[illegible]御[illegible]

定行のかりかや小茶坊主知らは詳なる事ならは真ならん
たとへは小謡成とも承り候て諸芸道の上
三拍子揃ふてきりつゝ楽者か宗匠なり
茶湯職ハ芸道小謡とさる諸芸道ハ芸道
又は小茶職を別誂とは心得大切にして新
所ハ空に常住にて候何事にも茶湯を構へ
武士の武道に於ては何事も其道にて候
これからの小謡との別と申して済候
ちよ人まで武勇と雇ひ何のとさ人ながら
古跡の芸もの丹波の御茶所の

いたる迄遠州の好みは其まゝ嫌ひと姓
茶の湯の所の形とは云ハ或ハ謡之
別と諸ぐる所何方にも何流の事とする
紀州やすらかに栽の好みとさらにしいてまもて
様子の姓茶の人ハたとへ千茶は酒と買候へ
ゆるしとて酒を買させて飲ませ候
一茂同当流ハ人々とは申されど夫々の人ハ小
何事もなりに其時のやり方も尾
諸座の学ひ珠光はいそげもひらき

一
常陸殿築留せし時なり
二代目の常陸ハ三代目の常陸の舌留之介とて
浄瑠璃につゐて二代目浄瑠璃を語る常陸と云
浄瑠璃を語るハ[illegible]浄瑠璃人の父也此家
の手本第一番に属して[illegible]に至るを以
時天下泰平なる所に[illegible]すると云
[illegible]百[illegible]より[illegible]ハ[illegible]
[illegible]て[illegible]するに[illegible]
人[illegible]花[illegible]に[illegible]

その[illegible]ハ[illegible]なりとて[illegible]
[illegible]也又[illegible]ハ[illegible]大[illegible]ても
生[illegible]として[illegible]大[illegible]
でる[illegible]人にて[illegible]
[illegible]ハ一[illegible]の[illegible]毎[illegible]陣
の時[illegible]浄瑠璃ハ[illegible]陣の
[illegible]ハ[illegible]相[illegible]
[illegible]武[illegible]陣中にて[illegible]と[illegible]陣
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]して[illegible]

千とせの心清禅尼御物に加へし書画をこのみし志の
らもてるとおもふところの物語也
酉ハ吉田兵衛の娘にて何成古河左近蓮門甘棠
院殿蓑女ふ〳〵嫁して心清禅尼の母なり
太閤の母於白屋へ對面ありて去日局へ見参
給ひしなり　網門吉書公のふ〳〵辛きを
夫人順公付行年七拾六にて墓ハ京知恩院
一　源四郎ハ三代目常清の子也心清禅尼の叔父也
小田原陣の時古田平四郎も常清も小田原へ

諸々討死せ若狭へハ太閤の仰に依て清秀禅正
田村兵庫介ハ小田原落城後若狭へ私に退て
気止ハんに泡花折々の露戸にて不顧ありけれ
んまてりて思ひて源四郎並心清禅尼の婦
舞而若狭へ婦り討死せし
一　飛騨ハ三代目常清の長男也若時ハ源兵衛
と云後飛騨と云心清禅尼の兄也小田原陣
の後ハ徳川生之安房陣にて討死は心清禅
人陳ともして拘御ありたり何角ハ人を殺せしハへ

つゝを我余りもの来ると出陣之せよといふハ如何ゝりと
云へり昔の人ハ出陣を何とも思ハぬを若きものゝね
やすすめ身を陣ニをして出すといゝし
ゆゑ之名残の物語ありしとぞ也

一 監物ハ二代目常陸の次男也女子一人あり

一 舊ル監物と二代常陸の子として源八
郎と二代目飛騨の子にて疑ひなし
源内ハ二男之嫡母ハ後母の吉田氏灌の娘也所
成之梶原直高と取持ニて成ル梶原ゟいとこ

一 直高梶原源内とて小田原落城之時主君
小仕へゆききにて共ニ勢ハ故連レて入庵なる
なり
源兵衛組にて江枝ニ居を縫殿助すかの名
を渡辺と云監物知行するよしにてハ源内
知行ハなかりしや菩提所ハ常安寺なりハ西
う浣寺なり新寂所ハ三而今剣院なし
のけから浣ぢゆん寺也常陸の郎ハ篠田佐
野守伊賀也若狭落の時大平積陸

当国の住侶金沢二人のかたへ残侍る者ある
へも同断也

一 岩付落城のとき金剛院方よりの出張より
寺門不入の札をとりて門前にさしかけ陣屋
近所に来りし時分清独人ナこして落行ハ陣
小屋の前ぬけりかかる夜着蒲団を出して如ら
まいらする也家財ハ取暴ものの貨をあたへ
取の京宮ニ肌の守斗残そこにけて此のさし
まも門前ニ敵人ニ入られ取られ侍る也其
後安藤の弟中に勝右衛門心清
独人ハ返して申入ここに清独人ハ我か法清まして
ここに京宮ハすると云語る也金剛院まて乱
のちつまりハ残りて其外のこと小田畠耕
す百姓来と筆し二三代の後をへだたりしとく
成り侍る也

一 平山ニ河内守義良八郎 小菊兵直旗下代々
武蔵平山の城ニ当京没落ニ後ハこる方左を
残り岩付ニ候て左近と文河内守と云

一 尾崎宗門ハ平山三河守子也 叔父尾崎雅楽
助猶子也 春日左衛門入道古満ニ学蒔絵了
後ニ依テ名人ニ成り

一 天正十八年岩付落城心清揚人ハ十二の年也
平山三河守子孫して宗門家ニ白揚人と生
也 平山城ニ住する事二十三年之平山
落城の時心清揚人ハ三十四歳宗門白揚人
ニ宗祇云寺ニ寄居し 其より細川玄蕃
ト曽我居して後ニ
お行度心清揚人ハ宗門ト対来ハ残身して江戸

ニ来り住ス 宗門ハ在果ニて承つき東都ノ
吉祥寺ニ住ケるハ道灌江戸の御城築の
時ハ同寺ニてありしを後ニ移りて[illegible]
て寺号残り也 此寺ニてある小旅宿
あり 此時の東道ハ大道寺の後也 久合
ト云ハ浄土宗なり 此寺ハ宗門ハ骨
づちがけたる也 二人力よる
か
へし 銭ハ常ニ金ニて[illegible]ハ[illegible]なる
たるに大坂陣の後ハ丹沢[illegible]より[illegible]

現れかくし給ひしを相手まつり嶋にてうちとむかい奉り
にもひ勝ニ入て追付ては掃部を討つとす
る又其時自分ハ命ハ給ふ又命たる掃部
か側ゟ行て歌之人まつかしにて刀扱ひし
かうし又打こ懸るに東條植村ハ刀を葉なり
三附の刀を犯にあて今に家に伝ふ東條
腰に鉄砲の玉にてかりある疵ありて家に渡
人の名とハとかくの事の故人も後へ至よ
三條ぶつかる小浪人と夜迄まへにて出へ

東道相良ある浪人を植村ト云ふ者あり
すミて自身相良と小林にて弟一人
門の前にて人宅より出る時よりひとと云東
道よひとと云てつかまりて掃部をかけらしすゞ
向のた人志ん寺の門へ参りて手負る浪人
ありくまかげけり
さて東道情して細川玄蕃へ語りに玄蕃
寺門小さし候ふしたる時ハ何ひそに是ありて
まて細川殿心清端人家臣端人といふ事也

されハ右御存候ハ玄善方ニて産せ玉ふ由又今
此霊東照宮へハ加ハり玉ふ後宗自清瑞人へ取扱
玉ひしかハ然清瑞人へ取扱ヲ産せ玉ふ慶長
元和年中四月十日以年七十八歳武江戸
ニ而寿命下山ニ於て霊院殿松寺ニ葬

一 家康公駿府より江戸へ御成の節ハ七人衆ある
よりて徳川家三代之心清の継君ニ而夜よいも天下
女と備りに其外り諸代より也とも女儀の世人
之七人衆へ備し行りしとも也ニ其後此女病に以て臨終

戒心清瑞人ハ江戸ニ而過去る御側の上臈衆ハおもや
候上様より候而御成也おかり候ハ法蓮門其霊院
へおさまり新ニ十日ニ埋葬して死去也おかの候
ハ清雲院殿なりおかの候ハ水戸中納言殿衆子に
江戸霊雲院殿と云おかの候ハ初生ハ寛
保元年閏十一月日光の養源院の住持寛信
之七人衆の内養源院殿ハ妹也英勝院殿ハ姉
也法名英勝院日護の猶也　東照宮の愛妾之
此方英勝院殿ハ水戸中納言殿之養母なり

一
甚清濁度ハ日出度ことにつき水戸の宰相也
甚清濁度寛永二十年正月ニおゐて候栄
清濁度ハ寛永十九年正月ニ下之也
其後右同ハ右衛ぜんかゝ第也ニゆへハ人也と
然清濁人の縁よりこそ清武局ねらして長門へ
御当宅されきより出ニ而て大名同之也ニ
こくハ長門より職分へ従而まして也此縁ニ
て心清濁人ハ一家職権へ従しておゐて也然清
濁人ハ浪力なり候とてしき広て宰様ある

と持ちて金の間へかけ入しと色葩ときもまとさる
氣質也せん祖の事成語事繕ふて知る好
未だ後らぬ若と常々ゆく濱を流る猿ハ概
濱せんせ語らまし心清濁人ハいきんて広法
といひやらるゝ也風筆盡もてゆかぬや中々今時
ハ稀へきの人なれこそと猿ふ、

一
心業ハ君臣への盛衰ハわたくし人也守られて居の湯
治の後として書上ふて儀とも覚へてこちて去ん
我ハ生得て討せらるゝ心清濁人ハ君臣の盛衰ハ

申されしハ世上ニ広く大将のかたの為ニ
討せらるゝなり。それ用ゆるへきこの趣ハ成ふびんな
る事也

一 甲斐の国むかしより寺地坊主と伝わり此清證人
の伯父也寺地坊数しハ御のこもりにて参
あるまいハ道成何程寺ありけれともなしてへ於を
女の子も出奔すへしとて成なし成ニ伏るゝ也

一 須藤若狭の孫子なり先祖の墓所の菩提
所として岩村の常安寺の弟子なりす

若殿の御歎ありて罷とゞいま人もたよりなきまゝ
故ニ常安寺の池に沈まりて後と水中より流出
流れ村に沈みて其ハ水中より限り前に流る
僧と歎かれけるニほどなく水中に沈み参る
後ニて菊殺し其の後ニ江戸へ帰りて後に懐
長松寺の僧坊と成なる後信州にて沈の
始也猶又長松寺ハ古山大龍の子長松
とて成華故ニ寺ありけれハ附大龍寺坊
主ハ成残道と云従弟なる縁なるや若狭の子

そうらうし坊となる事其比ハ宇治ハ長松寺なり
寺山那和ハ此ミ長松寺ハ是甚根本とす
寺山須賀元来下部の継なり杉又今の那
那の国寺山ハ須賀なり須賀といふハ吉祖様
の須賀の継ぎ也杉又佛宗院の母ハ是則
の近衛二合半といふ在京の民の娘なり其
より二合半より母方の嫡孫ハ明る甚子に
して佛宗院に仕す二代目の佛宗院なり
二代目の佛宗院又嫡孫ハ和子として何も二代

一 同寺是より寺山の佛宗院の血脈ハ絶
一 梅渓宰相の妹ハおくめの方にて後ニ嫁ス娘ハお
らん水谷右衛門之嫁子并太兵衛か嫁也男子ハ福
江町ニ有之
一 水谷右衛門之嫡孫兄ハ福田源左衛門ハ水谷源太
夫嫡子又右衛門と云此人今ハ京の寺子屋也
弟太兵衛次右衛門之嫡男女ハ水谷千太兵衛
妻縁也
一 福田源之丞ハ八才之節父の福田十左衛門嫡子
と成

一 福田彌之助ハ十九歳ニ而出生元和年の頃従
ござ斗迄ゟ故ニ浪人して細川家臣ニ仕ふ
孫ニ至り為嫌儀ニ而子ニ出奔して揉合ニ而
段絶

一 非右衛門大夫ハ二男ニ而ゆゑニ福田平助ニ養子ニ之
其後倩家ニ行て後ニ京ニ刀を取扱ひし
こともし其後ニ出奔して浪人する後ニ此子孫
段絶

一 草間庄太夫ハ播州ニ而番匠稼ニ而江府ニ来る
庄太夫子伊太夫ハ流罪ニ而子孫段絶

一 延宝年中結林ニ而借受の者和泉ゟ来ての
時のツくヂ池の材木を伐りて時大坂ニ出ゟり
黒雲出来而大雨ニ押出ニ而町屋の家を捲
上る又本丸の稲荷宮より黒雲出来而押出して
和泉より来る黒雲と戦ひて双方く引也ツくヂ
の池の材木ハ捲上て池の周ニ落ち材木
の箒用ゟる代官の家へ流て果落て妻
腰を抜うつ後しツくヂの池龍神と見ゆ也右
道奇之龍神の徒ハ付有て西へ去る龍出西へ去る
龍女也と云龍燈の松ニ而ゟ若哉ゟ十八諸林

の内にあり吉野殿跡といふ井戸あり古き跡を
しるせば是かと覚ゆ下は腰掛の松念といふテルツグ
といふ沼上にあり堅田も切の打と試ミ切る一本
切も十本も切る也りつきてひしひしきては続てと
切く又かくる也ところさらひきては続と切く又
かけむ六枚三枚まで井也地合思て不作也城とて
の松林にあり松宝と松ばらといふ当時まれ
にありと云二里は安打そて松ぼく沢ある二重
猶あくいふ松ぼくと有也三重行くもありと高宮

といふ酒屋あり洞の太夫の末作也洞宮の
折なりとは高宮自分たかり往来
とあらんれは男女いまぞ子共のかくれありと川俣
みも大姫の旧跡にあり昔和泉式部が墓とて
ある代僧とふざける代子備しるし又田のみ
の時は今出川でありとする也普賢寺
といふ禅寺にあり場にて摩耶菩提寺之宿坊
の前に梅の古木ありけふまで斗りて枝を
しけり花いづるからまだ古のもとく咲之千眼寺

の行持ハ持分殊勝なる法度之場に相當
妄乱なしして子服する形儀なて相続する事
寄子良言令子自足持参して礼をなさ
子服ちらんとそしてとも民をき渡候文ふ
自く今之茂礼ふは難しい欲なきし薪
とぼめん乃葉とぼめんのさる銀とやされ
しも銭父食人として信ふ依る事敗色ヤ
さ行し也未為せし如法印下也
錫林の古尾ハ稲花の文によって続ける也夫成

杣子雑もさなしも上郎かとひ大乃ぶくしゑも
人を思ひまとてさらぬかのすへり

小笠原張所書上

横須賀根元記

一 大須賀五郎左衛門尉康高と申ハ祖父之
代ゟ浪人ニ而三州ニ在之候處同国上野之城主酒井
将監忠尚ニ仕候處忠尚度々逆心企ニ付
より岡崎之市ニ関東ニ有之其外中々
及喧嘩ニ付九人其場ニて渡合御手下ニ六人切伏而
家康公其武篇ニ付御感有大勇之由ニ而被召
権現様伊賀之郷之八幡江御往来之御時之
御通掛り右之浪人御上覧之所ニ而被成

巻ハ秋子ニ而　関白様ゟ被下候之御脇指ハ
則光を数アリ候ニ付　御名物
之御城ニ而　右蓮ハ底取之　御預ニ而
御前上野ニ為御遣ニ而遣ス右後将監と
野城と申ハ御所ゟ後ニ入候ハ時ニ為被成
ニ而　右者加太刀之惣量有之故
御名家之一字と下候之由承候ニ付
相組衆数多御渡ニ而花御光ゟ右ニ而相勤ハ
事

一　天正三年之秋遠州馬伏塚之古城江普
請ニ而　御前五郎左衛門殿を御入置城東
郡御預り之在所本間之在所と云所ニ高天神
取出之人数為相組ニ而　御前筋ニ之通
御先手仕候之　御直ニ而　御渡ハ事

一　天正六年（異書天正四年卜記ス之誤也）三月十日ゟ遠州横
須賀之城御築初其年之冬成就又
御前五郎左衛門を御移ニ而御預ケ　相組衆不
残横須賀ニ而一織居候所其付候也

横須賀八一意志ゟ申ル是横須賀ト成ゟ申

初ハ相元也其人ハ二人

献ノ矢前ニ而振合候
拝領矢尻西郡ニ持参
異ノ名ハ御地ニ而記ス

大須賀五郎左衛門忠清

同 [illegible]康純

同 久五郎

後御入 鈴木[illegible]
阿部父 異 [illegible]之祖也

阿部左馬助正吉

伊勢守正勝次男
後ニ代ニ改 又左衛門 助改

右ハ新
久世大和守広之先祖也

久世三四郎広宣

異ノ名槍半蔵

渡辺半蔵守綱

御旗本[illegible]

坂部三十郎

異ノ名鬼半蔵

服部半蔵

市川 同 左衛門

筧田 四郎兵衛清

木村又右衛門

○松下嘉兵衛

後御鑓奉行ニ成
五拾石加り

○大村治兵衛

○村松郷右衛門

海老江庄右衛門

伊藤雁助

篠瀬（サガセ）五左衛門

○丹羽孫惣氏吉

鵜飼伝八郎

成瀬文福

筧 助右衛門政重

波切主税

丹羽今十郎氏廣

竹田宇右衛門

稲来平十郎

牧野勘右衛門
井上半右衛門
松下助左衛門
丹羽又左衛門
又左衛門弟
○丹羽勘三郎
金澤源三郎
三宅孫右衛門

淺井九左衛門
小栗三郎右衛門
野村五郎太夫
川上長八
飛田彦次
○白須甚十郎
○丹羽源左衛門
○千屋式部

中根平太夫

同　日野

波多半兵衛

高塚七兵衛

天野今次郎

渡辺与兵衛

花井庄大夫

神野八郎兵衛

吉田佐太郎

竹田半太夫

近藤武助

増田国太夫

下ケ紙名前九拾弐人数十九人ハ
高天神城江被差籠候時因之
武功ニ付御味方ニ而撰出者
江　御付ニ而候也

下ケ札
高天神籠城　御付ニ而九拾弐人数廿貳人指及人
下有之候御扶持被下候ニ付九拾弐人之者
指之人外ニ相見候者申上候書上候ハ、追而

神谷権六

此者之儀者土佐野弓
来る有之

小原源之丞 黒書院源之丞
清水吉之丞
丸山佐右衛門
松井与一郎
大原藤左衛門
黒柳半平
松井八郎

伊東五郎左衛門
尾崎九右衛門
丹羽吉三郎
柴田清助
兵藤蔵六
林 吉之丞
丹羽助之丞
村井九之丞

橋山八蔵
桑田為右衛門
菅沼源太右衛門
門奈孫助
春山平右衛門
宇津野加之丞
村井源太夫
豊島久太夫

天野金之丞
原田七之丞
青木九右衛門
神谷源太郎

合八拾人

右者陣中ニ而討死并被疵候者又者横目加へと
之遣候者撰て申候

右之追加

野呂与次右衛門

長坂茂吉

上田新右衛門

大原三之丞

豊田喜七

松本彦之進

長坂半之進

黒柳九右衛門

布目勘之進

合九人

紙列居候分ハ御預ケ
四ツ谷口之是ハ横須賀
三千六人之内之

大須賀又六郎

渡邊長太夫

青木親右衛門

月

日

同　本田喜太夫
同　戸田喜左衛門
同　神尾主膳
同　加藤孫之進
同　駒田要右衛門
同　小柳津修之丞
同　西郷孫之進

合招人

但讃岐国招少人共肥前国船代ニ而出候所
証拠略し大石市之丞彦絶源太夫ニ次郎
別紙写ニ書ニ委細証略し

熊谷小次郎
小栗又市
右両人横須賀ニ様子ニ而源太郎

曾根源左衛門採り所ニ稍白くして宗祇

名前之門流也

須田次郎左衛門

秋元但馬守家来小笠原氏也後横須賀ニ之

退時雨流之助と改後備前守ニ号

秀利ニ仕へ後小笠原家別ニ并

ニ而只猪九衆ニ付て小笠原須左衛門親

類ニ而石塔ニ有之

正徳元年

追加

異書坂部又十郎ト云説アリ

坂部又十郎

松下源左衛門

浅原八兵衛

清水久之郎

筧　龍之助

鈴木角左衛門

柘植又十郎
多井金太郎

合八人

右輩間与力并同心以下之者名前書出候者と
親族並家来共迄も居候得ハ何れも書面之通ニ申付ル
是ハ追加

惣合百十人

大手中之門

権現様御出之砌ハ先陣ハ御旗本源氏
権現様御代ニ而先陣ハ大須賀五郎左衛門殿
馬場ニ而斬之ニ付頭ハ先陣横須賀
ニ而是ハ先陣ニ有之御頭ニ而先陣ハ是ニ而
ニ而別是也

一 横須賀之由高天神城ニ付先陣別
二而天神之儀ニ付是先陣之通ニ而
五八郎氏勝大氏清ニ而出陣之候

高天神之城方へ御陣御取出被勤候
天正二年戌五月武田四郎勝頼発向
天神之城をかこまれ籠城及難儀ニ付
白坂竹之助と蝋燭売りニ作り城中江忍
入
権現様浜松参と茂江被為入御門一方ニ而も
不被為叶 信長公江御加勢と御頼被遊ニ
付信長公父子吉田迄出陣ニ付
依之四郎殿陣払ニ而引取諸軍と

共ニ甲州江被引取候ニ付城方之
籠城之面々注進仕候処加勢ニ而敵敗北仕候ニ付右
ニ付竹之助江褒美被下浄宗下し之
事之信長公ニも吉田ニ而対面を被成大旅
又岐阜江御馬返之後人ニ上意家来一門ニ召
抱之清広
権現様ゟ人質ニ被遣置候竹之助与同
名ニ而又七と作り竹之助也城主
御前ニ而も有し証議之ニ而上意家来

雲浪将にも浦中にゆゑ候御祝経候念
こゝにたゝ父を殺まいらせ候様にて義士のなきにはしな
れは人質に宰中は是非まゐらせ候て義氏
を御し今川家破滅の時義元朝臣源
家にて右将
家康公にはか味方申す義ならぬを変
又武田殿も原氏義与国かきに事に
様も不叶ことを申しかは今井宗之と改
しかく也与一円もなく候へく候て

小笠原右京進義親
義親惣領
同 孫八郎義信
同人舎弟
同 長助氏信
小笠原与右衛門清有
清有惣領
小笠原玄蕃義時
義時弟
同 熊太郎真康

長府想所

同　源左衛門尉忠

小笠原治右衛門元清

同　清十郎尹政

雲州府内氏朝男

小笠原左衛門尉直清

宗之新郷家次男

同　甚十郎宗賢

曽根孫左衛門長一

同　右兵衛尉政武

深見源五郎勝吉

三井源左衛門光直

福長太郎八　実名不知也

野三左衛門政昌

佐津川八兵衛知清

蜷藤三平　実名不知也

安藤越前 同
向坂加賀 同
同 牛之助 同
福嶋半十郎兵衛 同時
同 河田長門
右之外也名角兵衛と申人様子有之公
其外人〻は
鮫島加賀

横井越前
林平六
中山是非之助
後右ニ而病死
後右同附
渡辺金大夫
後勝親
瀧 源之助
○
三ヶ洲 半一
松浦縫殿之郎

武藏源右衛門家清

○池田ぬい平

伏木久内

伊達蔵千郎

朝比奈トハヒナリ
朝夷作右丈

金地右郎兵衛

伊達与兵衛

後藤積直ト家成

後北条氏康ニ仕ヘテ
平塚鎮ヲ守ル撰ニ比
下ニ出

戸塚九平

○小嶋与右衛門

同 武右衛門

海福久右衛門

同 三左衛門

大石新次郎

大石名字在ル外ハ人數
十人ヲ三百人千ノ改メテ在之○
日記ニ武田ノ家系ニ上ノ揃
加勢ニ作付ル在之

宮地六太夫
牧 傳兵衛
戸塚左太夫
吉原又兵衛
梶川角兵衛

後備杉直之成

是等ハ兵助ニ一所ニ而本丸ニ而亀文
旗本浦ニ而有之候人ハ二ノ丸へ集り
兵ハ鉄炮を打掛防キ日本軍ニ及候處

権現様ニ而高天神御陣へ出馬候処其頃
御紀伊守御旗岩国ニ而双方へ被下之
被下之義ニ付何公
家康公より之義御手弱ニ而御頃出張御軍
ニ而御感被成又方々之流城ヲ乗取被仰
候哉御陣を寄せニ被寄候而日本軍兵被成
ニ而
家康公ニハ御為ニ御出陣被成候ニ而丈ニ成候
浦山公御同大人軍大勢被揚双方を

身合以下武田勝頼と戦ひ無勢ニて武田
典厩信豊と人質ニ取甲州にても小笠原
信之命ヲ長坂と申者ニ甲州にて送り人
質とせ候ニ付て人質と致留し
小笠原右京亮と申ものハ人ニハ早速
信康ニ来
家康公へ　御目見へ申上候處城代ニ致義
味方ニ付候ハヽ忠臣とも可申處
武田ノ前ニ　思ひ候の

上意ニて信康ニ二俣ニて宗家
臣へ仰付　御親類ニ而何茂
身中ニ而安部織部十郎父子
自害なし信康ハ來り武田勝頼
申し候委細せんさくと云河内
高田と申ものも人検使ニ而切腹被仰付
候せしめ首ニ而信康ニ申候
樹ニ而申上候へハ何も申上候
家康公　上意を承り候而御涙を流し

両々一所ニ来り候処ニ而首を取
候事ハ、右相定候の筆を以遣し頼家
ニ而候、右之御内ニ居候へ共右先年
高天神居城御取立候ニ付而御取ケ
ニ而候へは御附置候ニ付相模殿より一所ニ
天正六年ニ而候、横須賀ニ而城御取立
横須賀ニ御番之内ニ而落候上ニ而高天神ニ而御座候
然ニ物見ニ罷出候武田殿者
二度障不申候、罷出、相模殿ニ而右石と

所ニ而其国寺ニ而籠城ニ而高天神へ籠リ
武田殿より番手横田ヲ伝遣し高天神城
代ニ加へ置申候

一
天正九年三月廿二日夜ニ高天神城より之
御家康様御城ニ御附候ニ付石城主
番衆横田を大久保七郎右衛門相詰、切候
其外之衆多討死、横田ハ甲州へ退候
右城を攻御取ニ被成八ケ所より御向城有之

岩崎ハ
家康公御奉公之節ハ中村安藏御子々
息日々ニ駈参ル所　家康公高名度々候ニ付定然ゟ
頃ハ関東ニ罷越候得共御扶持被成候ハ同日会ニ移
大猷院御代井伊掃部殿被召出ニ付有之候
火ノ番ハ金銭有之候ハ大御番ニ被召出持田ニ不及
横須賀ニ而被召出候者共無之候由ニ而
証之
天正十年三月甲州武田家滅亡之後小

笠原隼人正氏助ハ小田原之節ニ小笠原殿
ニ之頼ニ而籠城ニ被仰付候所其元不
義ニ付切腹被仰付候ニ付被成候
ニより　御下知氏助切腹被成候首ハ遠江
条ニ而小笠原一門ニ者ニ而氏助御家臣ニ
浜松ニ在陣之人其河ニ而
被籠城ニて越前中納言様御譜代
ニ抱候年大形ハ越前ニ而五千石又大須賀
五郎左衛門殿ニ而出仕ニ而ニ被成候

常陸介様御諱ニ付右寺号改出候旨申之
類党云

異本書

民部首遠州天竜川之辺西平間（元東浦村之内ニ而カ二十ケ村也）
平田寺ニ而遠寿寺と申寺号ニ候、右寺号ハ
平間より移候而寺号ヲ東寿良寺ト改
有之浄宗ニ而之天竜川之辺ニ浄円寺
と申浄土宗有之也、然寺ニ平田寺ト
云旗り免属浄土勤化

一 天正十六年十二月廿日大須賀五郎左衛門
撰要寺ト宗源ヲ建立、右ニ古本寺ニ相違云

撰要寺殿前今名左兵衛浄春大居士ト号
和云
撰要寺ニ改候ニ付高天神ヲ引撰要
寺ヲ当地ニ被移候処、宗旨ヲ相改横
須賀ハ城下ニ被移月々浄土寺上之院ニ横須
賀城東小笠郡村ニ建立之
景江山花馨院撰要寺領
五拾石 五郎左衛門康高寄附 拾石 出羽守忠政寄附
都合六拾石 御朱印地也

大猷院様御代御預被下候儀

一 大須賀国丸儀ハ榊原式部大輔殿二男之由
左馬殿實子無之ニ付養子ニ被 仰付家督相
續候 出羽守と申候
台徳院様（秀忠公）御代 御名字不宜とて被下忠
十九年上総之久留利ニ所替ニ付 御預横
須賀ハ渡瀬左馬尉ニ被下候 渡瀬
左馬尉者御代上総関井ニ而切腹し
後有馬玄蕃頭殿へ右相渡候久留利

玄蕃同高巖父之院を建立之久留利撰
要寺是之文禄年中 杉本ニ被号
御赦免慶長六年再横須賀へ被遣ニ
而 仰付候

一 同十二年右同高巖病気ニ付高巖自京
同年九月十一日城州於伏見享年五十歳横須
賀撰要寺ニ送葬号花蔵院殿前相
州 春巖宗安居士火葬之地ニ一院を
建立石津村江崎ニ春岩寺是也

家督之初自関東代替之上右相違無 御朱印
横須賀ニ而 大権現様御代国之内被為頂
下之候 御供ニ而被 大坂表ニ而御出陣之砌
十二歳ニ而御供仕候事

一 関東代替之節父掃部京亮病死仕候ニ付其跡
大坂表へ出陣 帰陣以後病気罷成相果
候ニ付御閑居被成被候儀
罷出 御前様御姉君也私養子ニ仕
此度大坂御陣 御前様ニ而御供仕候

一 男子無之ニ付同名中根若狭守京田
権左衛門村上源太左衛門男子貰候
被仰付候処二男有之間敷候
願之通仰付候処ニ掃部京名代
二ヶ年之内ニ而病死仕候ニ付其之跡式
相続之男子無之 上ニ付有掃
京之家跡ニ減却被仰付候
権現様関東御代官之時 拝領
十三歳之時甚大須賀ニ而御奉公仕候

榊原之名跡を立候様被仰付候得共 御用立兼候
者ニ付而ハ 榊原之名跡継候儀ニ付[illegible]
申付有之候[illegible]無是ニ付[illegible]続を取候ニ付
御書付列 紋林ニ而[illegible] 大須賀家ハ
被成候 然ル処ニ家老共 密談[illegible]被及 遂
雑林出来 被仰付
家康公 御機嫌損ニ入候ニ付 御補任之儀
同断ニ流刑ニ被 仰付候

一

[illegible]
松平[illegible]殿 家康公 御実子 第十郎 家
督之御方[illegible]御改易 以上野 酒井
雅楽頭ニ御預ケ[illegible]
上[illegible]被仰付 [illegible]
不[illegible]第十郎[illegible]
[illegible]
大猷院様 家光公 御[illegible] [illegible]
百人扶持下され[illegible] 一万石

合力いたし候様紀伊殿文字流刑ニ付　御下
知ニ而江戸払ニ付　御知行被下候ニ付被仰出候
御預けニ相成候所先頃御沙汰ニ而御免ニ付江戸
表江追放之上ニ而判然之節安と改楽
人ニ相成候ニ付御座候

一 国民改帳并ニ御調ニ而横須賀ニ而
関取扱ニ付取調ニ而及有之候ニ付而
右ニ付右之通取計ニ而尤先ニ御届置候
上毎度ニ而費用相掛ニ付而相成不申ニ付候

一 相渡ニ付進之の
上意ニ而元和二辰年　常陸介様ニ而
附安房守方ニ御預ケ可被成ニ付　御下知被成
横須賀之御屋仕法出来ニ而御城番
去ル紀州様御金ニ付御沙汰
仕置ニ付ニ而左様ニ而御金之節是迄と
之儀横須賀之人足ニ而右先之御役ニ而紀州
之者ニ候　右ニ付而ニ而御聞ニ而横須賀人

与五兵衛　市川八兵衛

右之書ハ古キ横須賀氏之外古キ氏之
物語を承り候ニ付書付置候

寛永十八辛巳年十二月廿六日書之

大須賀系圖

桓武天皇 ― 葛原親王　一品式部卿
｜
高見王　無官無位 ― 高望王　寛平二庚戌始賜姓
｜
良文　鎮守府将軍 ― 忠頼　村岡五郎

忠常 上總介始号 千葉

常將 千葉介

常長 千葉四郎

常兼 千葉下総介

常重 千葉下總介

常胤 千葉介仕頼朝卿 下總國守護

胤正 千葉介

師常 相馬次郎

胤盛 武石三郎

胤信 大須賀四郎

道信 同太郎

胤道 國分五郎

胤頼 東六郎

重信 同七郎左衛門

胤氏 同二郎左衛門

朝氏 同左衛門

胤高 同五郎

朝胤 同六郎

高道 同彈正左衛門

重高 同新左衛門

朝重 同五郎右衛門

胤重 同六郎太夫三州仕 吉良義昭

高門 同六郎五郎仕 酒井將監

康高 同五郎左衛門尉奉仕 家康公 初名六藏

胤高 同五郎兵衛 郷向是五郎兵衛矢登陥矢貫頬折齒意氣自若尚進大戰破敵陣公哼之称

某
康高若年ノ時ノ子故アリテ古川兵介養子トナル是故ニ
古川兵介ト改其後大須賀康長ト改ム教如上人ヲ帰依シテ
出家

女子
榊原式部太輔康政室

女子
永井直勝妻

女子
酒井備後守忠利室 讃岐守忠勝和泉守忠告
壹岐守忠重藏人忠次内匠忠末等之母

女子
阿部左馬介正吉室

女子
池田武藏守利隆室

忠吉
同出羽守幼名國千代實者榊原式部太輔康政
一男康高養之

某
早世

忠次

幼名國千代後伯父遠江守康勝ノ家督相續

号榊原式部太輔

榊原家系圖抜書

伊勢國守護仁木右京大夫義長ヨリ起

仁木右京大夫ノ貞長舎弟也

清長

榊原七郎右衛門初而勢州一志郡榊原ヲ領ス

依之本名ヲ改榊原ヲ氏トス

長政

同七郎右衛門奉仕

清康公廣忠公二世

清政

同七郎右衛門ノ若狭守

康政
榊原小平太後号式部大輔 慶長十一丙午年五月十四日卒行年五十九 室大須賀康高息女也

女子
小笠原彌八郎義信室

女子
酒井雅楽頭室

忠吉
幼名國千代後出羽守大須賀康高養子

忠景
伊豫守 早世
別腹也

康勝
遠江守

女子
松平武蔵守室

忠次
幼名國千代後号式部大輔實者出羽守忠吉息後遠江守名跡相續舘林城主慶安二年播州姫路（異本慶安三年姫路ニ所替江戸ニテノ卒ストス）

某
榊原平十郎

某
榊原伊織

勝乗
初虎之助　式部太輔　政倫養子
後号式部太輔

政房
元禄十二年追加
刑部太輔

政倫
初熊之助　後式部太輔

女子
松平摂津守室

勝乗
實父如左　初虎之助　後式部太輔

一　出羽守儀国元代官之者共仕候処数年有之候横須
賀之者共出候処又ハ之人留利之者共出候処十六日後
横須賀帰城之上江之者共召候処有之候差候増
及業候無是候処書付申上候

三倉左右衛門

村野三之丞

木村長之進

村山八右衛門

古川清右衛門

高嶋源右衛門

高地三郎太夫

同　権右衛門

浅羽紋右衛門

多賀鹿三郎之進

戸塚半派

異ニ五郎右衛門とも

戸塚五左衛門

青木角右衛門

佐津川三右衛門

同　同　同　同　同　同　同　同　同

粟田作左衛門

村井久太郎

今村市之進

二瓶権之丞

作ハ米ニ御預ル 田辺ニ上ル権之丞ト 云者少ク八門

奥村喜太郎

廣瀬権之進

太三郎ハ宅九左衛門ノ兄ナリ兵書ガ甥ナリトス

三宅権太郎

深見八太郎

大原三太郎

同　九郎之進

同　左近太郎

豊田清之進

辰太郎事

鈴木源之進

長坂又左衛門

印　黒柳一郎右衛門

印　布目市左衛門

印　浅井文左衛門

印　落合市左衛門

印　吉田長助

印　佐津川彦左衛門

印　門奈伊左衛門

印　山本平之丞

今村市兵衛抱分

印　今村彦左衛門

印　山川新左衛門

印　川名四郎右衛門

印　加藤治左衛門

印　原田彦左衛門

印　星野孫左衛門

印　鈴木清大夫

日　浅山治左衛門

日　曽根太源十郎

合武指南人

但機指南人八人右前ニ宝物太郎右衛門度

府ノ御座之記有男之ノ

都合四指南人

無府中歳元和二辰年ニ為進レ

府ノ国之右外国之武度備段

鎗棋ノ亦系以府数而て有之ル

右者古来ノ所持仕候宝暦十辰年

四禄ニ而炷更仕ノ付明和七寅年正月

紀伊殿家来大村源之情ニ而伴ニ借レ

合課無也

一　先年大坂表ニ而岩瀬氏被仕合之覚
其節ハ陣ニ引別而八王子同心大久保権右衛門
隨先ニ而張　御目付桜列ニ而身ハ弘前張有之
同権右衛門所々見届ヶ一戸ニて本丸之塀
切戸前迄人数弐三百程召連ら弘前私出候處
切戸ゟ者大坂もの濠川渋端仕候と権右衛門
見届ら申出シ候補ニ付とらせ候處右衛門殿
与申之の権右衛門ハ相ハ切戸先へ

二應候也と申事ニ候得共　左候ハヽ　秀頼公
御所ニて彼地ハ人數何程引籠居候哉
知不申候而ハ如何様ニも可有之事ニ候由申
并引込候と申候共同前ニ候而不残事
川越之方ハ其人數着候由承及候者或人
説承ハ彼是中将殿之御歴泉
取遣と申者氣多ニ而子息ハ申候由被
其の者人なりとも補仕之ニ今之段

一　銀指役余持居候金銀之小判者とく
且又其ハ申候由ニ而申上候補と
上補ハ指上けゆって二條御城ハ引せ申候ハ
依是ハ下御陣替ら為被成生補も御座
申依是ハ余り候ハ又依之より千田ハ御着
陣ニて同ハ少人数之衆　御付候而検差ニ
少々も依之ハ田上ニ而夜より御船ニ付
千田ハ何ニ候而も兵糧被仕補も御座候而と

其外千両ハ余先候ハ本国上段度々可致首次第ニ而
生捕金銀をもに指上申者ハ隠門出候小袖生
捕之時ハ小屋前ニ獄門小袖を遣しに付大門
平十郎方ニ而申付生捕仕て其の小屋ニ金
銀ともにしてハ小屋前ニ而首実検指似
仕て右之仕合大かた同平十郎方ニ而存知
候事

一 大将七日其後ニ首実検被捕申首之事

一 首実　　首実検之時

図

壱人ハ年頃程并具足毛付
刀脇指直ニ而
壱人ハ年頃ニ指并上着もの
刀脇差ニ指之

大将ハ上ノ方ニ床几ニ座ス石川ニ居座度
此形ハ床几に石を通ニ立て置候

一 大将ハ首帳読ニ上り候て内右掃部

吉光ノ御腰物　秀頼公御重宝ノ所仕
森之ヽ持参仕達　御耳ヘ申達ス為二條ヘ
城ヘ出并諸ら為来候る吉光ハ探内被致
小付首捕申候のとも其段伝る年ハ分腰
指遣之書之候而七日之暁ハ首之る也二
仕成之部被下故誰くと申事も不成候而
候二度ハ度様子ヲ度承候らハ諸くに
段部被下大久保權右衛門同前ニ御吟味中御

府内織部正芦田流理大夫常翁上田ノ
城主真田安房守幸信二度々ハ秘意ヲ
振ヽ　家康公ニ随ヽ奉ラサルニ依テ
大久保七郎右衛門尉忠世ヲ大将トシテ
信州ニ発向セシメ給フ相随フ士ニハ松平
周防守島居彦右衛門尉長津上野介
足羽河内 其府ハ元次郎 柴田筑後守 附ニ七九郎 同右
九郎大久保權右衛門尉同甚右衛門尉同

義右馬尉（其後平助）足立右馬助同善一郎
石川三若衛門尉松浦宗左衛門尉大久保
三助本多忠次水佐勝蔵石見守酒井
紀右衛門尉三郎兵衛九助（後ハ筑後守ニ任ス）名府内ニ
而テ押向フ先陣長坂上野介為居義
右衛門尉ニ陣松平周防守柴田七九郎
府内間近ク押入ル大将七郎右衛門尉押
通ル折節高手ノ山谷ニ物音聞エ不

審ヲナシテ宗止関ニ大久保（此下虫喰文字不詳）門尉
同甚右衛門尉俄（カハ）タヅヽ退カノ若人宗（此下虫喰）
（文字不詳）離出テ山中ニ元籠ルガ故（此下虫喰）
（文字不詳）シラス山ノ峠ニ小屋ヲカケ丈夫ニ
構ヲ（此下虫喰文字不詳）芦田小屋ト名ツケ妻子ヲ
籠置国也ト洪沽アリ先陣院ニ要害迄タ
レハ七郎右衛門尉急キ使ヲ寄ケルヲ将右衛門
尉甚右衛門尉是非義次郎圍ヲ取テ

軍ニ云ヲト知ミ一ノ須ヘ戸ヲ切破リ鉄炮ヲ
以テ防キケル敵ヲ打タテ追散シ周章
ニ而攻ツメ二ノ洞戸ニ近ツク処ニ芦田ガ
家老依田肥前守叶ハストヤ思ヒケン一縮
ヲ脱スニテ芦田ガ伜福千代丸後ハ芦田右衛門大夫康勝
上州藤岡城主ニ任ス三万石其後出奔乱ヲ
發リ越前ニ居シテノ加藤宗月ト号ス
ヲ先タテ
出テ云ケルハ抑此度吉田カ誅ヲ以テ角ニ
家康公ニ楯ツキ奉ル事是偏ニ運ノ極ル

所トゴソ存知ルハ御身ヲ許ケハ源理大夫切
腹仕リ雖云妻子ヲ助ケラレ〆トヘト手ヲ
ツカヌ源藏大坂ニ七郎右衛門尉ハ質ニ下
シテ福千代丸ヲ下元ヌ此威風ニ勢ヘテ
知久云頼女輔并ニ元監物那須人ニ七郎
右衛門尉忠世本陣ニ来リ知久カ娘又カ
亀丸并元カ長子井坊丸ヲ人ハ質トシ
テ捧ケル忠世两人ニ対面ミ神妙以不書給
文字又不詳

也トテ人〻シチヲ取畧〆甚ヨリ上田ノ城ニ籠
（此所出給 文字不詳）氾濫ヘ旗ヲ進テ追付ケル処ニ其
元カ（此所出哈ニ 文字不詳）ケキ礼アリ大将忠世黒
栗毛ト云名馬ニ打ノリ纏ヲ自提ケ
只一騎二丁余リノ深泥ヲ平地ノ如ク馳
渡シ向ヲ叱ト覗渡セハ安房守ガ良臣
矢澤但馬守日置又右衛門尉ヘツクラニ
𨗉出勇ヲ発シテ挑戦リケレハ先陣ノ

各感ニ堪ト感シケリ爰ニ是又善一郎
緋威ノ鎧ニ紺地ニ三日月出シタル指物ヲ
サシ二尺一寸ノ大刀帯テ手ノ者廿ニ引率
ミ小高キ所ニ打上リ川ヲ前ニ当テゾ備ケル
大久保平介同三介精勵石見守ニ而
末（文字不詳）双ヒケル矢沢日置ハ敗軍ヲ追カケ
川ヲ出向ヘ打越タリ七郎右衛門尉是ヲ
観テ以ノ外ニ腹立チ云甲斐ナキ者共ニ

先陣ヲセケレハ角大刀ヲ失フナレ無云
ナル次第二ツ一ツニ乗入討死セントイラテ
ケルヲ舎弟甚左衛門尉兄ヲ猶ト聞ニテ
云ケルハ柳木辺ハ大将ニテハ庇サスヤ先
陣サシ崩レシトテ大将ノ討死スル事ヤ
アルヘキ敵軍ヲ経テ乗入タヽヘト諫メ止
タリケレハ忠世理ニ折テ馬ヲ扣テ下知
ヲナシ敵軍ヲ班集メ馳〔此所虫喰文字不詳〕來決

日並此勢ニ怒レテ馬ヲ追ト取テ返シ川
〔此所虫喰文字不詳〕渡リ城周サシテ引兄シガ日並
モ臣カ勇〔此所虫喰文字不詳〕ケン足立大久保精厳
等ガナミ居タル前ヲ〔此所虫喰文字不詳〕イニ馳通ル
善一郎大音声ヲ上テ今日ノ討手ノ大
将トコソ見エコレキタメナクモ押付ヲ見スル
物かな足立善一郎政定生年十七歳
アヘスヘシト云侭ニ鑓ヲツトリ班追付日並

追ト云返ス処ヲ足立虎ト突ニシカバ鞍ノ
前輪二寸ハカリ突カキテ草摺外レヘ中リ
ケレ𪜈疵深カラス又ハ日亜云直テ穢純ヲ
以テ突合セシニ日亜カ良等ヲ討セシ
ト走リ出テ吾ア良カ膝口ヲシタヽカニツ
突ケル足立是ヲ事ナセズ於モ日亜ニ
躍リカヽル日亜義イ悪テ鞭ヲ挙テ
ツ云退ス大久保平助ハ日亜ガ右連タ

なく
ルヤ為営ツ人ヘ討死タリ足立ヨリヨセ打
云彼カ近ニ了スガツテ如ルヲ追テ進ミケ
レハ忠世孫モツクラニ云入遂ニ敵城大手
ノ門漸斤廊打タル処ヘ馳込タリ浅井
新四郎ト云小姓續テ門ノ内ニ入敵ノ人
討取ケル去𪜈續ク味方ハナシ一先出テ
攻ントテ引返ス処ヘ忌部虎次郎甚内
生年十七歳ヲクレ馳ニハセ付シガ今日ノ

合戦ニ後陣ナル（此所虫喰文字不詳）念ノ野心晴ヨ
ナク忠ヲ忠世ニ向テ云ケルハ（此所虫喰文字不詳）
ヲ集ニ御付ラレ候ヘ一世ノ御恩ニヤ請ケトテ
大將ヲ先ニタテテ心靜ニ引返ス忠世武リ
翔テ指麾ヲつり士卒ノ勇様ヲ一勵ミつゝ
抑怖ノヘクニ比スヘキ程ノ此城ヲ攻ルトテ
附ヲ起日ヲ追事予カ雅撻也ト云係十方ニ
眸ヲ廻シ東西南北ヲ天地モナク取用ム

已ニ城内危乱ノ折ナリケレハ安房守降
參シ内服シ奉ルヘキニ事極リ二男源
次郎（後ハ左京亮ト伝ニ任ス）ヲ人質トシテ贈タリケル
今度軍中ニ抜群ナル高名ハ忌部喜
次郎忠立吾一郎ナリケリト人挙テ
讃歎セ（文字不詳）小笠原殿中ニテ今度吾一郎
力働ヲ大感シ御武勇ニアヤカリナント使
者ヲ立テ二日月ノ指物ヲ乞請タリ

右二尺八寸ノ太刀ハ善之衛尉政綱十六
歳東条表ノ合戦ニ常ニ帯シタル太刀也
備前国法光カ作也善一郎政定是ヲ
傳ハリテ真田ノ高名ス後大膳大夫
秀元ニ傳テ朝鮮国ニヲイテ数度ノ
合戦ニアイ高麗人大明人ヲモ此ノ剱
ノ刃ニカケタリキ其後又道無入道政信
ニ傳テ大坂両御陣ノ戦場ニ合又希

代ノ名剣也今又秀元朝鮮ニテノ討
取ノ明人ノ鐔ヲカケテ造酒忠秀連
是ヲ所持ス
角テ真田安房守七郎左衛門尉忠世ヲ
取次トシテ遠州濱松ノ城ニ出仕ス日並
五左衛門尉供シ来リ御礼事終テ
家康公日並ニ仰ケルハ今度上田ノ合
戦ニ汝カ手柄其隠ナシ其時汝ト徳合

セメタル士ハ如何ナル者ニテアリケルソヤト
問給フ日重畏テ事ノ急ナル折節ニ
テハ今ハ眼ニハ覚エハハズ又曽覚エハハ行年
二十ニモナルヘシキ人ノ紺威ノ鎧緋地ニ金
ノ三日月ヲ角遠テ駈タメリ折カケノ指
物ヲサシタルハ武者ニテ候イツル何トヤラン
名乗レハトツレ共名ハ覚ヘ来ナク候ト言
上ス　公御快ゲニ打嘆セ給イ如何ニ

七郎左衛門尉某カ嫡子ナリ急キ召出セト
宣フ七郎左衛門尉承テ若一郎ヲ御前ニ
召ス　公安房守日重ニ向ハセ給イ此者
コソ日重ト徒合セタル士ヨト仰ケレハ真崎
モ日重モ諸共ニ君ヲ振テソ感シケル
公若一郎ニ向給イ汝カ今度ノ働勝
テ計ルニアキタラス前代未聞ニコソ
思召セトテ則帯シ給ヘル打刀ヲ下サ

レケルカ是ハ當座ノ引出物也トテ又重
テ比類ナキ御感状ヲ下シタマイ四方ノ
面目此ニ余リケリ七郎右衛門尉色ヽ
言緒イ真田ヲ饗応タリシニ真田僧
彼是並敵ニ能ヽ御知人ニナリケルヘシト
云シカハ吾一郎出合テ様ヽト挑竟ス
安房守吾一郎ヲ熟ヽト詠メテ誠ニ情
辺ハ諸人ニ脱ケ給イ武道ノ達人ニテ

御座ス抱ヘ兼レハ大河内殿ノ御子息
大久保殿ノ御猶子ニテワタラセ給フ
ヨナ勇力ノ勝レ給ヘルモ実コトハリニテ
有ケリト返ヽ讃歎シ酒宴数刻ニ及
ケルガ安房守セメテノ寸志ニ有トテ腰ナ
ル打刀ヲゾ引タリケル

一 慶長五年庚子初春ノ比ヨリ世上物
惣キ様ニ見ヘケレハ如何様天魔ノ所行

モツ出来ランスラント諸人肝ヲ摧ク折
若何ク濫觴トハシラス石田治部少輔三
成カ諌ニテ　家康公ヲ亡シ奉ラン
トスルナント既ニ関ヘ備也大坂ノ軍兵
既鋒ヲ磨キ鏃ヲ琢キ囂ク犇メキ渡ツテ
ソノ日ヲヘタリケル然ルニ越前國北庄ノ城
主二十万石ノ守護青木紀伊守ハ
家康公ヘ一味ノ所存ニテソアリケル處

ニ足立吾一郎政定ハ先年舎弟大河
内平次郎正信入道道益大久保彦左衛
門尉（阿部四郎五郎舎兄）ヲ切殺シ行衛シラスニ出
奔セシニ依テ　秀忠公御逆鱗深
キ故関東ヲ立サリ京師辺ニアリシヲ
紀伊守頻ニ招キ偶ノ客人ノ如ク待
ナシ置ケルガ政定越前ヘ下リテヨリ本
名ヲ名ノラン事ヲ恥テ門田太郎左衛門

尉ト役名ス紀伊守足立ヲ近付テ御辺
ハ江戸ヘ　内大臣家康卿御譜代ノ士重
臣ノ家流ニテマシマスト承レハ憑ミ進ラ
セ度事アリ抑某内府殿ヘ對シ志深
ク候ヘ共大敵道ニ幡テ関東ノ通路ヲ
塞ク故書状ヲタニモ遣ヘス其上病
モ頻リニ重ケレハ出馬モナリ候ハス然レ
ハ御辺関東ヘ忍テ下リ給ヘ某カ云

二ノ丸ノ様ヲ　内府殿ヘ達シタヒタマ
ヘカシトサモ慇懃ニ云リシカハ足立畏リ
承候日数ヲハ経候共山林ヲ凌キ下リ
候ヘシト答ケル紀伊守斜ス悦ヒ云ハ
タノミ入候ヘシ東ニ下着シ給ハヽ大方御
内意カ宿所ニ着テ申上ラレ候ヘトソ云リ
ケル足立承リ候トテ山下六平次（後ハ小川道哉入道）
等上下ニ十余人ヘ百遁（損）シ信濃路ニカヽ

り本多ノ敵國ヲ凌キツヽ東ノ方ヘ趣
キケルニ其通リケル道スガラ夜ノ川波
ノ関十トニテ敵ノ先立合テ通スニ
シキト没ムル山（此所虫喰文字不詳）余人ノ郎等
共スワヤ夜コソ最後ヨト志力（此所虫喰文字不詳）
擬ツテ足立カ下知ヲ待シ處毎日ニ五
度十度（此所虫喰文字不詳）更ニアラサレ共足立悉
量ハ世ニ勝レ辯舌ハキイタリ心ハ飽テテ

剛ナリシカハ或時ハ打笑イテ声ヲ和ケ
又或時ハ勇氣ヲ發シテ忿リケレハ尾
ヲ蹈レテハ虎モヲソレ鬚ヲ抜ラレテハ
竜モ服シ難ナク小山ニ着タリケリ則
志力河内守ノ米津清右衛門尉ヲ以テ青
木紀伊守一條ノ言上トシテ足立吾一
郎下向仕リケルノ旨申上ル
家康公淺ラス御感悦アツテ御前ヘ

右出サレ数日敵國ヲシノギ大難ヲ抜
出テ甚タ恙ナク御着スト云事寔ニ
神妙ノ至リ勝テ云シモヲロカ也実父
若狭守濱尉養父右馬亮カ剛名ヲモ
益挙ルニ似タルヘシ汝ナラテハ爭カ
ナント迄モ忝キ御詞ヲ下シ給フ御褒
美トシテ御服五重拝領ス足立御
前ヲ罷立外聞面目ニアラワシテ古今

カモドヘ迎リ恩賜ノ物ヲハ河内守ニ託
ケヲキ又立テ返シ戦前ヘ迎國ミテ
紀伊守ノ前ニ出本領安堵ノ御書ヲ
進ラセタリケレハ紀伊守大イニ悦テ
某本領安堵ノ事（文字不詳）ニ御返ノ恩
御也トアサカラス称美セラレケル

一 足立孫一郎政定大坂ニ来リ本多中務
少輔忠勝ニ対面セシカハ中書イト念比

ナリシカ頓テ前田肥前守利長ニ語ラルヽ
肥前守悦テサラハ追付北國ヘ行給ヘト
イサナイシカハ足立巳ニ大坂ヲ立テ平
方ニ宿セシニ稲葉左庫頭足立カ北國
ヘ約セシヲモシラス加藤左馬助幸成
ニ語リシカハ左京亮斜ラス悦ヒ疾ヽ
（文字不詳）〳〵イラセントアリシカハ稲葉此由ヲ告
ニタメニ足立カ宿ニ行向イタレハ早大

坂ヲ出タル跡ナリケリコハイカヽセント一
族ヲ集テセンキセシニ大久保玄蕃頭忠
成某追カケ行テ止ント云ステ馬ニ打
乗鞭ヲ挙テ馳上ル其日シモ大雨カキタ
レテ瓶リ建ル如クナリシカ圧玄蕃頭平
方ニ着テ士圧云付声ヲアケテ足立
善一郎殿ノ宿ハト呼ワラセツヽ尋ケル
足立カ家人聞付テ爰ニト云ケレハ云

蕃及悦テ急キ改定ニ對面シ右ノ様ヲ
語ル改定イサトヨ甚モ云事ナレ共爺
約ク遠ニ支付ヘカラスト云シカハ玄蕃
悦止兼テ云ケルハ沛辺ノ理リ至極セリ
某一族ノ中ヨリ云乞テ馳上リ沛辺遂
タル甲斐モナクヲメノヽ立帰ラン事
モ無拠ナカラ面ハユシ是非ニ及ハス支度
ナレハ某切腹スヘシト云此玄蕃及常ニ

士道ノタケキ事項王ヲ歎キ命ヲ摩莽
共思ハサル勇士ナレハ改定是迄ニアクミ
進退途迄ニ迷フ挽レ共玄蕃及切腹セ
ント極メタレハ無拠ナク沛辺ニ腹キラセ
某ノイカヽ居ラルヘシトテ止ヘルヘキニ成ニ
ケリ玄蕃悦テ夜明ケレハ早々国
遁シテ大坂ニコソ帰ケル則右馬助對
面アツテ大イニ忿リ浅カラス甚後中書

左馬助ニ逢ヒ附云リケルハ大河内左衛門尉
ノ嫡子足立右馬助ノ養子ト成テ
足立吉三郎トテ云人今度某前田肥州ニ
語リ北国ヘ下ラルヽ私ニ勤度存候何
トヤランニ云テ枉テ道ヨリ推止メ清辺ノ
方ヘモニシ迚相携テ悪ク持成タヘフヘカ
ラストゾ云リケル

一足立吉三郎改定ヲ上客トシテ左馬

助幸ヒ自案ノ舎席ソニシツライ一段中
ノ士二三人相伴ニ云付積ミトモテナシ中
書ノ云葉ナト細ミト語ラルヽ色ミ会
比ナリケレハ悠然トシテ居タリケルカ
一礼ヲ述テ立ケルニ末座ニアリシ須賀左
衛門尉クヽリヲ先ヘソ出タリケル改定
咏ヘヌ極士ナレハ真ウツ伏ニ踏倒シ彼カ
脊ヲ踏越テ先ヘ出タレモ須賀ハ何ノ

詞モナク我コロヒタルフリニモテナシテソ
過シケリ
一慶長十九年甲寅秋ノ比京并辺境
何トナク物騒ク見ヘテ大坂ノ大君正二
位右大臣秀頼公ノ御家臣楯ヲ矯鉄
ヲ磨ナントト見ヘ竈モトナヘ庭卒モ口
スサムトソ聞エシ去間九月上旬ハヤ色
メキ渡テ関東ノ大相國従一位大政大臣

征夷大将軍家康公　御同位秀忠公
大坂ニ御動座ナサルヘキ旨事極リ
諸侯ヘ御下知アリシカハ國々ノ大小名
上方ニ馳集テ已ニ雲霞ノ如ク大坂ノ城
ヲ十重二十重ニ取カコミシカ極月廿日
ニハ御和睦ニ究ケリ然後元和元年
乙卯四月ノ初再ヒ大坂ニ取寄ラル
ヘキ由御下知院ニ及ヘリ　両君御出

一事アツハサル諸先手ノ内大将藤堂和
泉守高虎并井伊掃部頭直孝五月六日
ノ早旦大坂勢ニカケ向イ大利ヲソ得タリ
ケル同七日加藤式部少輔明成仙波表ニ
押向フ先手足立長一郎政定二陣
川村将七郎一光列烈正シク押寄ル
城内已ニ敗北ト見反ヒシカハ陸ヲ立テ
扣ケル而ル処ニ明成近習ノ若者共百

騎ハカリ馳来リ急キ乗入給ヘカシト川
村ヲ誘ウ川村答テ先陣ナレハ足立殿
ニ問テトモ角モトアリシカハ敗百余騎
ノ若者共足立ニ付テ乗入ケハント進
ム足立イヤトヨ汝等ニツカレヲカケラ
ルヽ某ニ於テ城内ハ敗北ナレハ先争ハン
処ナシ周章テ乗入ナラハ味方討ニ逢
ヘシ我ニ任セヨト云ケレ共早雄ノ若者ナ

レハ勇ミ進ンテ跡ントス足立峰看ニ乞
等門村ト菜カ下知ヲ背キ景出シケル
ハ以ノ外ノ大事也必ス馬ノ口ヲ返スナ
ト怒リシカ共早リニハヤリテ馳出ルカ進
トモシラス甚勢五百騎ニテ一度ニトツト
突懸ル彼早雄ノ奴原悩モ螂ノ子ヲ散
スカ如ク右往左往ニ彼軍ス足立ヲ見
テ志兄ニ案者ニ飛蹈ハリ立上リ大音

声ヲ上テ敵トハ是ヘス柞誰敵ノ此備ナレ
ハ味方討ヲハ好ミ給フ是ハ加茂武孫備
カ備也角云某ハ足立吾一郎ト云者
也ト名乗シカハ競懸リシ又百余騎
一度ニ此トオアケヲメクトアヲ引返ス
後人是ヲ見閃ミ彼百余騎ノ士ハ五百ノ
勢ニ追逼敵サレ足立カ一ヲハ五百余騎ヲ
追タリ寛ニ一騎當千トハ加様ノ事ヲ

ヤ云ラント云ヲ振テ感嘆ス其間後方
ノ寄手衆又宿城ニ火ヲカケシカハ折
節暴風シキリニテ家々ヘ吹掛シ火
焔八方ニ飛リミタレ桜ノ御門唐門千
畳敷ニ至テ雲井ノ良下橋ニテモ天
下カスミニ焼クタチ御城ハ一時ニ灰燼ト
ナリハテアラユル秘ノ宝量無数ノ珍宝モ
悉焼失シ東方ノ櫓二ツノミソ残リケ

ル悲シサ昔日ニテハ圓繞ノ衾ニ坐シ湯沐
ノ輩ニ奉シ賢息ハ黄頭郎カ夢ヲ
写シ容飾ヲ粧ヒシ衣裳ニ薫セシ貞
婦ハ王昭君カ怨ヲ学ヒ四角八面ニ語
行ハ自求セル天極ハ目モアテラレス次
我也角テ八日ノ暮頃ニ　右府公御自
害ト見ヘシクニテ櫓ノ内ヨリ烟火雲珠
巻テ燃出ヌ悲哉ヤ右流爲貴ニ誇リ

給イシ御事ナレ圧楽尽テ哀来ル習
ニヤ御果報モ尽ニシト申ス元和元年ノ五月
八日御身剱ノ刃ニ觸タマヒ勢多ノ士皆
落ウセ頓宮甲斐守一人御供ニテ北
邙ノ露ニ准ヘ東岱ノ烟ト化シタマフ
痛ハシカリシ御事ト思ル涙ニ濡ツ勢添ケル
東君愁歎ヲ討平ラケタマヒ万民撃
掌ノ歎ヲ唱ヘ天下堯ミノ化ニ盛ユ

穏カナリケル御代トナリ千ニ秋万ニ歳曽
出タカリシ御事也

一元和五年ノ冬ノ比ヨリ政定心地例
ナラス悩ミシカハ醫療ヲ加ヘタマヒケレ圧
曽テ其験ナク剰六年ノ二月ノ末ツカタ
ヨリ癰瘡足ニ發シタマヒケレハ名醫ノ
影ヲ尽クシカ圧却テ痛悩重リ行シカ
圧遂ニ床ニ不臥柱ニ倚テ坐シタマヒ

ケル中迚存フヘキ病ナラスト思ケルニヤ舎
弟大河内平十郎政勝（後ハ善右衛門）ヲ召テ
死後ノ旨増ニ述リ杉平右衛門ヲ更改ス
カモトヘモ遺言書ヲ送リ角テ二月
廿八日ニ心地悪リケルカ手水精飼シ結跏
趺坐シ行年五十四歳ニテ悠然トシテ
逝ス惜テヌ人ハ無リケリ頻ニテ送葬ノ
儀式取行イ其灰中ヲ見レハ二寸ハカリ

ナル坐像ノ佛彦ヲ有難カリシ様也其
後諡ナシテ操節院殿白峯浄雲居
士トソ号シケル右ノ骨佛今ニアリ
政定ノ人トナリ正直ニシテ憂人ヘ勇
偉ニシテ心ヲ小ニシ誠ニ道ヲ得タリ
然レ圧酒ヲ嗜テ不絶舎弟大膳亮
秀元諫レ圧不可遂ニ夭死シ給ヘリ
嗚呼悲イ哉後世ノ子孫是ヲ思ヘ夏

禹義狄ヲ流シ周文酒誥ヲ述フ豈
惜マサルヘケンヤ是故ニ不乱ヲ教ルハ
孔聖ノ云訓不飲ヲ掟シハ釈尊ノ
金言ナルモノヲ徒ニ遊具ヲ恣ニシテ
其戒ヲ顧ミサランヤ哀哉先生一
惜 十分ル支ヲ嗚呼

一 政定ノ一男大河内八左衛門重積 父子義絶 二
男告丸 早世 三男呈吾一郎 政義

一 家嫡ニ任ス 家光公ニ仕ル 四女 加賀爪甲斐守保忠 内室
政義ノ嫡男長十郎盛清子枝孫
葉繁昌栄久萬ミ歳祝ニハ

右此書ハ政定一代ノコトロサ忠勤
ノ品ミヲ録才不智ノ悪筆ヲ以是
ヲ聯子是ヲ筆ニシテ以テ子孫ノ
見聞ニソナヘント欲ス故ニ翁父
社ミノ照覧ヲ誓テ云ノ邪偽

ナキ事ヲアラワセリ而シテ此巻足
氏ハノ老人藤原盛清懇望ニ依テ
書写シ送ル者也

従三位頼政一十九代之末孫
大河内友大膳太夫秀元入道盛也在判
大河内道酒遠 源祖臣
寛文九年己酉十二月大吉日 秀連判
足立長十郎盛清度 朱

国立公文書館
National Archives of Japan